

各市町村教育委員会学校安全主管課長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長

様

県教育局県立学校部参事兼保健体育課長

自動体外除細動器（AED）の適切な管理等について（通知）

標記の件につきまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添（写）のとおり通知がありました。

つきましては、事故発生時の際、AEDの使用を含め、組織として機能的に対応できる体制を整備するとともに、AEDが確実に使用できるよう定期的な点検を行うようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下学校等へ御周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 AEDの定期的な点検について
 - ・ いざという時にAEDが使用できるよう、日常の点検を徹底すること。
 - ・ 担当者を決め、インジケーターの確認や消耗品の交換を徹底すること。
- 2 事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制の整備について
 - ・ 第一発見者が傷病者の症状を確認し、応援を要請するとともに応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすること。
 - ・ 傷病者発生時の基本的な対応については、各学校の「危機管理マニュアル」等にフロー図としてまとめておくこと。
- 3 一次救命処置について
 - ・ 教職員がいざというときに一次救命処置ができるよう、「危機管理マニュアル」等にフロー図を盛り込んでおくとともに、消防等と連携し日頃から訓練等を行っておくこと。

担 当：県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当 阿久津広真
電 話：048-830-6964
Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp

厚生労働省から AED の適切な管理等について再周知依頼がありましたのでお知らせします。
学校等の管理下において事故等が発生した際、AED の使用も含めて組織として機動的に対応
できる体制を整えておくことが重要であり、そのためのポイントも改めてお知らせします。



事 務 連 絡
令和 5 年 1 1 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について

厚生労働省より、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」及
び「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について」について、再
周知依頼がありました。（別添 1、2 のとおり）

この内容について、参考資料 1のとおり、ポイントをまとめています。各学校等及び
学校等設置者におかれては一読いただき、自治体等における実態を踏まえつつ、定期的
な安全点検等の中で適宜確認いただく等、遺漏なきよう対応願います。

なお、自動体外式除細動器（以下、「AED」という。）の使用も含め、学校等の管理
下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を
最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要であり、組織として機動的に対応できる
体制を整えておくことが必要です。

このことについて、改めてポイントを下記のとおりまとめていますので、傷病者を発
見した場合に躊躇せず迅速かつ適当な手当ができるよう、今一度体制や構成員の理解等
について確認していただくとともに、その充実を図っていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。
以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課に
おかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、
所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の
学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、
設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学
校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内
の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるよう

お願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、貴課において必要に応じて適切に判断いただきますようお願いいたします。

記

1. 事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制の整備について

事故等による傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害児童生徒等の症状を確認し、近くにいる教職員や児童生徒等に応援を要請するとともに、被害児童生徒等の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにすることが大切です。

こうした基本的な対応については、危機管理マニュアル等において、参考資料 2のように、1枚のフロー図にして簡潔・具体的にまとめておくことが効果的です。その際には、特に以下のような点を明確に記載しておくことが望めます。

- ・ 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- ・ 救命処置の優先（管理職への報告よりも優先する）
- ・ 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED 使用、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊の誘導、状況の記録等）
- ・ 119 番、110 番の通報について必ずしも管理職による必要はないこと
- ・ 校内の情報共有の流れ、学校設置者等、学校医への連絡

2. 一次救命処置（BLS）について

傷病者の状況によっては、救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生等の一次救命処置を行うことが必要です。その手順については、参考資料 3のとおり、日本蘇生協議会（JRC）の「JRC 蘇生ガイドライン 2020」において簡潔なフロー図が示されていますので、教職員等がいざというときに躊躇せず活用できるよう、危機管理マニュアル等に引用して盛り込んでおくこととともに、消防等と連携し、日頃から訓練を行っておくことが重要です。

呼びかけても反応がないなど心停止が疑われる場合（心停止なのか判断に迷う場合も含む）には、躊躇せず一次救命処置を行う必要があります。心停止ではない傷病者に胸骨圧迫を行ったとしても重大な障害が生じることはないとされています。

また、突然の心停止直後にはしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸がみられることもあります。これは「死戦期呼吸」と呼ばれるもので、普段通りの呼吸ではなく、ただちに胸骨圧迫を開始する必要があります。

AED が到着したら、電源を入れ、AED の指示に従って操作します。特定の教職員等のみではなく全構成員が、AED の設置場所を把握するとともに操作法について理解を深めておくことが重要です。

こういった対応を、救急隊に引き継ぐまで、あるいは、傷病者に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで続ける必要があります。

なお、119 番通報をすると消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられるので、状況によっては電話のハンズフリーモードを活用しつつ指示を仰ぐとともに、救助にあたる者でその内容を共有することも有効であることに留意してください。

【本件担当】 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係 電話：03-6734-2966

AED の日常点検等のポイントについて

いざという時、きちんと使えるように 日頃からAEDを点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

* AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

* 製造・販売会社から提供されます。

<AEDの設置情報登録のお願い>

AEDの設置場所についての情報を共有し、いざという時の救命の効果を高めるために、AEDの設置情報の登録を積極的に行ってください。厚生労働省では、一般財団法人日本救急医療財団を通じて全国のAED設置情報を分かりやすく公開し、AEDの積極的な活用を促しています。登録方法等につきましては、お手持ちのAEDの販売業者または日本救急医療財団へお問い合わせください。

（参考）日本救急医療財団 全国AEDマップ（一般財団法人日本救急医療財団）
<https://www.qqzaidanmap.jp/>

AED の点検、ここがポイント！

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

サポートサービスの活用を！

日常の点検が難しい、忘れがちといった場合は、製造・販売会社が提供しているサポートサービスの活用を検討しましょう。また、製造・販売会社などと契約し、AEDの管理自体を委託することも可能です。提供されているサポートサービスは各社で異なりますので、詳細は、お手持ちのAEDの製造・販売会社にお問い合わせください。

【サポートサービスの例】

- AEDに自己診断機能があり、自己診断した結果を製造・販売会社に自動で送信。製造・販売会社は、受信した情報を基に、メールなどで維持管理に必要な情報を購入者、または設置者に提供する。
- 購入者や設置者は、Webサイト上に設けられた専用ページに消耗品の使用期限などを登録することができ、メールなどで消耗品の交換時期のお知らせや関連情報の提供を受けることができる。

製造・販売会社からのハガキやメールに注意

電極パッドやバッテリーなどの消耗品の使用期限が近づいたら、製造・販売会社からハガキやメールで、交換のお知らせが来ることがあります。また、電極パッドやバッテリーそのものが送られてくることがあります。日頃からハガキやメールのお知らせに注意し、交換用部品が届いたら、速やかに交換しましょう。

耐用期間の確認

AED本体の耐用期間は、使用環境、稼働時間や使用回数などを考慮し、製造・販売会社が設定しています。

耐用期間はAEDの添付文書、取扱説明書に記載されていますので、必ず、確認しておきましょう。

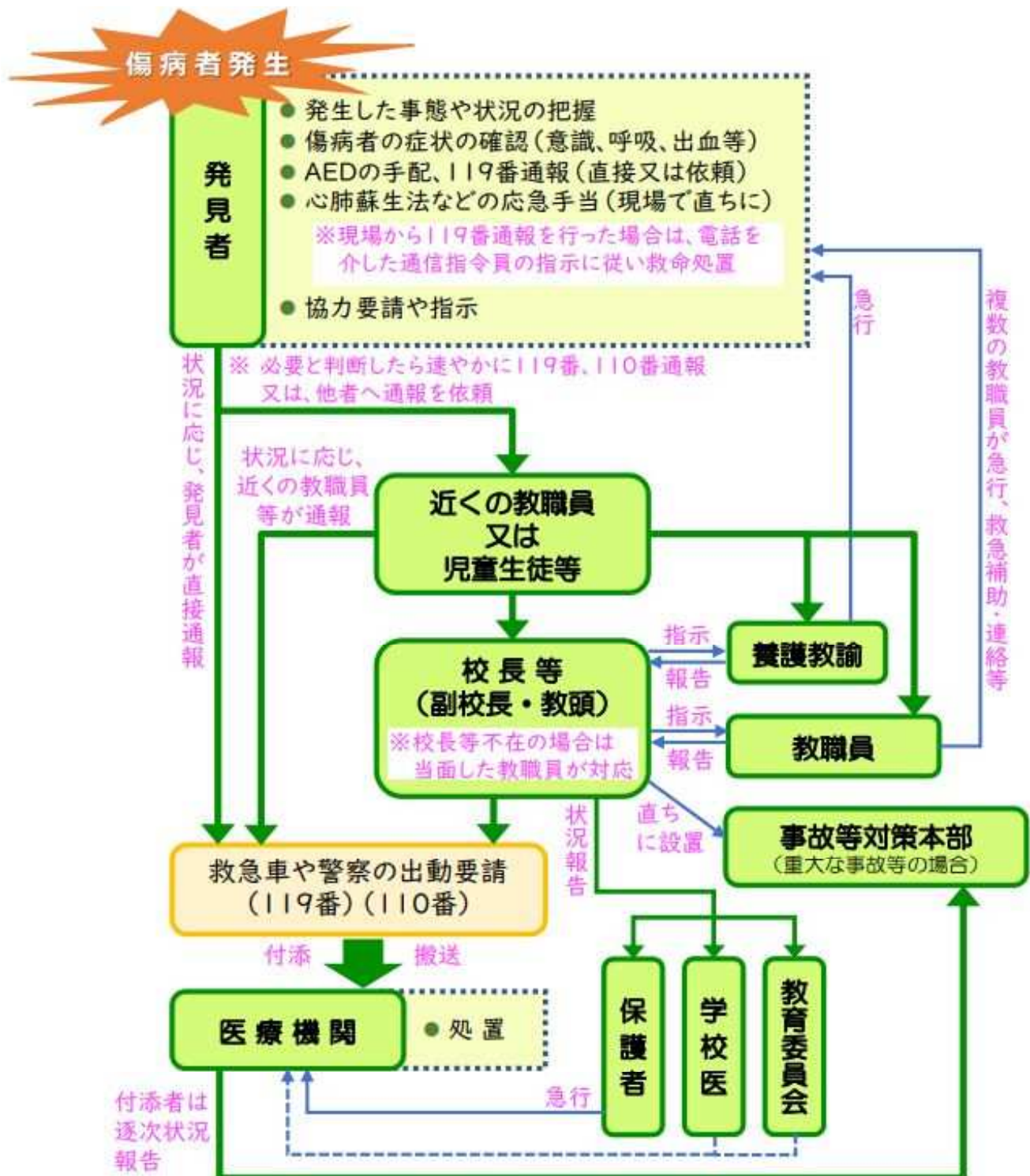
廃棄や譲渡する時は必ず連絡

AEDは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器として、製造・販売会社が設置場所を登録・管理しています。

そのため、設置しているAEDを廃棄したり、譲渡したりする時は、必ず、製造・販売会社に連絡してください。

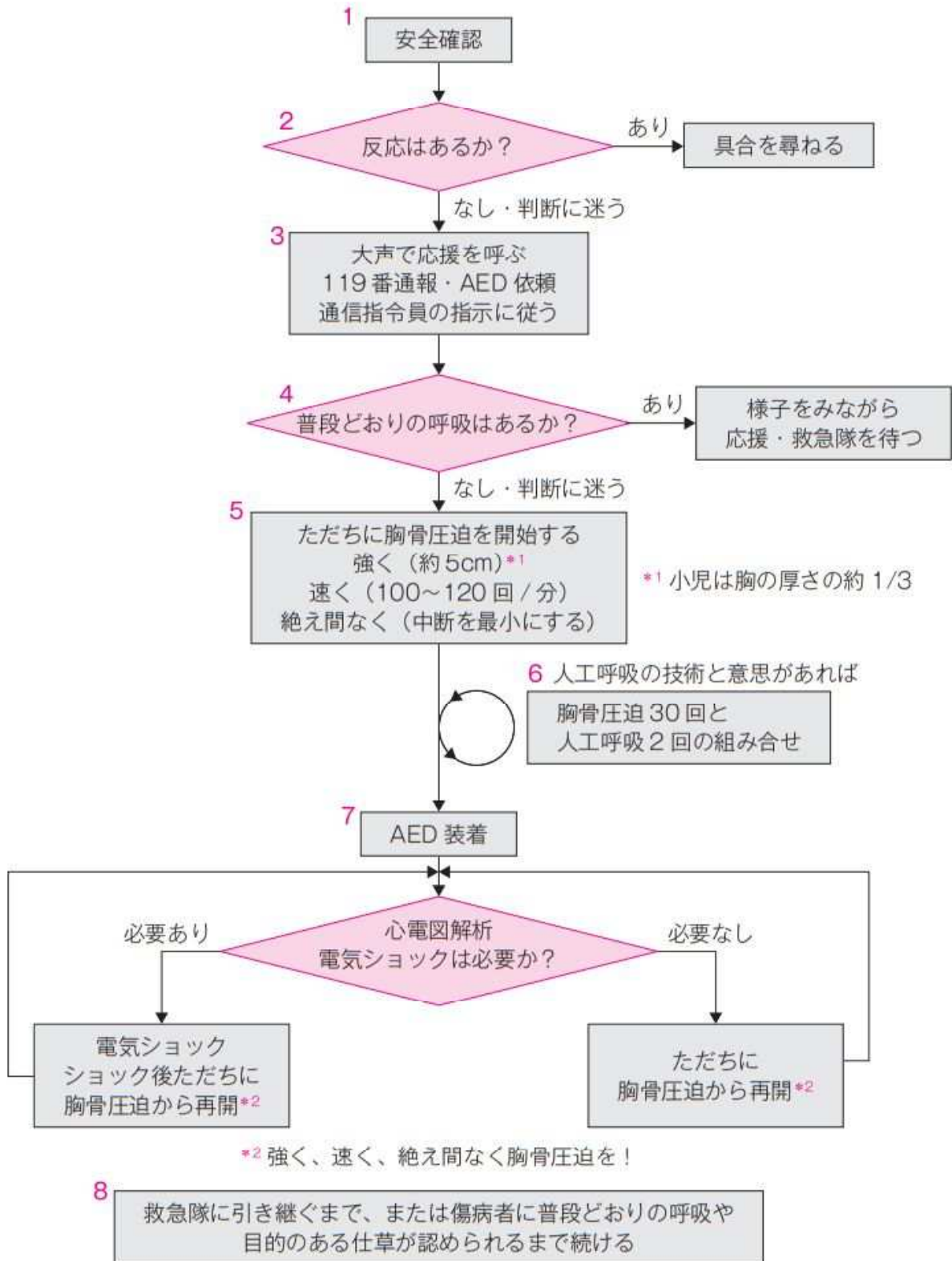
（厚生労働省資料より作成）

事故等発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



（「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」より引用）

主に市民が行う一次救命処置（BLS）の手順



（「JRC 蘇生ガイドライン 2020」より引用）

- AED を点検しましょう！（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/aed/index.html

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成 30 年 2 月・文部科学省）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyoku_all.pdf

※「事故等発生時の対応」については P.18～20 に掲載

- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和 3 年 6 月・文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf>

※「傷病者発生時の対応」については P.81～83 に掲載

- 救急蘇生法の指針 20202（市民用）（令和 2 年・日本救急医療財団）

https://qqzaidan.jp/wp-content/uploads/doc-shishin/shishin2020_shimin_hp.pdf

事務連絡
令和5年11月16日

文部科学省大臣官房 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医薬局医薬安全対策課

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416002号・薬食発第0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知。以下「21年通知」という。）により、適切な管理等を周知し、協力をお願いしています。

貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう、21年通知の再度の周知をお願いいたします。

医政発第0416002号
薬食発第0416002号
平成21年4月16日

関係省庁等 へ

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事へ通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているAEDの適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会においても、AEDの適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めたAEDの適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

関係省庁等

内閣官房内閣総務官

内閣法制局総務主幹

人事院事務総局総括審議官

内閣府大臣官房長

宮内庁長官官房審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁長官官房長

金融庁総務企画局長

総務省大臣官房長

公害等調整委員会事務局長

消防庁次長

法務省大臣官房長

公安調査庁総務部長

最高検察庁総務部長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

国税庁次長

文部科学省大臣官房長

文化庁次長

社会保険庁総務部長

中央労働委員会事務局長

農林水産省大臣官房長

林野庁次長

水産庁次長

経済産業省大臣官房長

資源エネルギー庁次長

特許庁総務部長

中小企業庁次長

国土交通省大臣官房長

観光庁次長

気象庁総務部長

運輸安全委員会事務局長

海上保安庁総務部長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長

会計検査院事務総局次長

最高裁判所事務総局経理局長

衆議院事務局庶務部長

参議院事務局庶務部長

国立国会図書館総務部長

医政発第0416001号
薬食発第0416001号
平成21年4月16日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

（照会先）

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

電 話：03-5253-1111（内線2751, 2758）

夜間直通：03-3595-2435

A E Dの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

A E Dの設置者（A E Dの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したA E Dの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、A E Dの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

A E Dの点検担当者は、A E Dの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

A E D本体のインジケータのランプの色や表示により、A E Dが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにA E D本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するA E Dについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、A E Dに取り付けて下さい。

3. A E Dの保守契約による管理等の委託について

A E Dの購入者又は設置者は、A E Dの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたA E Dの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（参考）AED設置場所検索（財団法人日本救急医療財団ホームページ）URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 16 日

文部科学省大臣官房 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（再周知）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成27年 8 月 25 日付け医政発0825第 8 号厚生労働省医政局長通知。以下「27年通知」という。）により、設置登録情報の適切な更新等をお願いしています。

貴職におかれては、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているAEDの設置登録情報の適切な更新等が徹底されるよう、27年通知の再度の周知をお願いいたします。

なお、貴省庁等が日本救急医療財団全国AEDマップ以外にも設置登録情報を提供している場合には、貴職が情報を提供しているツールにおいて公開されている内容を確認し、必要であれば更新等の対応を行うよう併せてお願いいたします。

医政発０８２５第８号
平成２７年８月２５日

関係省庁（別記１） 殿

厚生労働省医政局長
（公 印 省 略）

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の適切な更新等をお願いします。

また、貴省庁等所管の事業所等及びその会員が設置・管理している AED の設置登録情報についても適切な更新等が行われるよう、別添の通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

(別記 1)

内閣官房内閣総務官	内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁長官官房長	金融庁総務企画局長
消費者庁次長	復興庁統括官
総務省大臣官房長	公害等調整委員会事務局長
消防庁次長	法務省大臣官房長
公安調査庁総務部長	最高検察庁総務部長
外務省大臣官房長	財務省大臣官房長
国税庁次長	文部科学省大臣官房長
文化庁次長	中央労働委員会事務局長
農林水産省大臣官房長	林野庁次長
水産庁次長	経済産業省大臣官房長
資源エネルギー庁次長	特許庁総務部長
中小企業庁次長	国土交通省大臣官房長
観光庁次長	気象庁総務部長
運輸安全委員会事務局長	海上保安庁総務部長
環境省大臣官房長	原子力規制庁次長
防衛省大臣官房長	会計検査院事務総局次長
最高裁判所事務総局経理局長	衆議院事務局庶務部長
参議院事務局庶務部長	国立国会図書館総務部長

医政発 0825 第 7 号
平成 27 年 8 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきた。

こうした中、AED の設置場所に関する情報等、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）が把握した情報については、地方公共団体が情報提供を希望した場合、AED 設置者の連絡先等ホームページで公開されていない情報を含めて提供することを当省から財団に対して検討するようお願いしていたところであるが、今般、財団に設置された「AED 設置登録情報等に関する小委員会」において、別添のとおり「AED 設置登録情報の有効活用について（AED 設置登録情報等に関する小委員会報告書）」（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

貴職におかれては、この報告書の趣旨を踏まえ、AED が必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていただくために、AED 設置登録情報の有効活用について、下記の対応をしていただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知していただくようお願いする。

記

1 財団への AED 設置登録情報の提供の申請等について

財団に登録されている AED 設置登録情報のうち、すでに地方公共団体

への情報提供の承諾を AED 設置者から得ているものについては、今般、財団から地方公共団体に情報提供を行うこととなったので、必要に応じて財団に申請し、財団から提供を受けた AED 設置登録情報を用いて、独自に取り組まれている AED マップ等をさらに充実させ、地域の救命率が向上するような体制を整えていただきたいこと。

なお、具体的な申請方法については、別途「日本救急医療財団に登録されている自動体外式除細動器（AED）設置登録情報を地方自治体が活用するための手順書等について」（平成 27 年 8 月 25 日付医政地発第 0825 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で衛生主管部局長宛に情報提供するので、当該手順書によること。

また、AED 設置登録情報を利用する際には、ログイン名、パスワードの交付を受けることが必要となるところ、貴管下の市区町村等が AED 設置登録情報を利用する際には、必要となるログイン名、パスワードについては、貴都道府県において当該市区町村等に対し交付および管理をしていただきたいこと。

2 日本救急医療財団全国 AED マップを用いた住民への情報提供について

今般、財団において、これまで登録されている情報をもとに日本救急医療財団全国 AED マップを作成したので、現時点で AED マップを作成していない地方公共団体については、当該マップを地方公共団体のホームページにリンクをさせることなどにより、住民への情報提供に活用すること。（リンク作成の必要な手順は前項の手順書等に記載されていること。）

（参考）「日本救急医療財団全国 AED マップ」

URL : <https://www.qqzaidanmap.jp/>

3 財団に既に登録されている AED 設置登録情報の更新の推進について

AED 設置登録情報については、AED の具体的な設置場所、使用の可否に係る情報が重要であるため、財団においては設置者が登録すべき事項を増やすとともに、適時適切に情報更新が行われるよう従来の登録方式に代え AED 設置者が直接、財団に登録または更新をするよう改めるとともに、その登録情報の信頼度を明示することにした。

については、AED 設置登録情報が適時適切に更新され、その信頼度が向上されるよう、貴管下の AED 設置者に対し登録情報の更新について呼びかけること。（更新の手順は AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL : <http://www.qqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

4 財団に AED 設置登録情報を未登録の設置者に対する登録の呼びかけについて

AED 設置登録情報については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付医政発第 0416001 号薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長厚生労働省医薬食品局長連名通知）において、AED 設置者に対して財団に登録するよう、お願いしていたところである。

貴管下において、財団に AED 設置登録情報を登録していない AED 設置者がいる場合、当該設置者に対し財団への登録を呼びかけるなどの取組をすること。（新規登録の手順も AED マップホームページからアクセス可。）

（参考）「自動体外式除細動器（AED）設置の皆様へ」

URL : <http://www.gqzaidan.jp/AED/settitouroku.htm>

5 AED を有効に使用するための表示に係る必要な整備について

（1）誘導表示の充実について

AED が必要な時に AED を設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはステッカーを表示すること、施設内では AED の設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。

（2）AED のマークについて

今般、AED 設置者が、財団作成の AED のマークを使用したい場合においては、財団のホームページから自由にダウンロードして使用できることとしたため、必要に応じて、AED 設置者への周知をすること。

なお、AED の販売業者や地方公共団体等が作成した独自の AED マークの使用を否定するものではないこと。

以上